

別表

九重町

介護予防・日常生活支援

総合事業の概要

1) 訪問型生活機能アップ事業

①	サービス種別	現行の介護予防訪問介護と同様のサービス
②	サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員による身体介護、生活介助 ・サービスの提供時間 → 現行の基準省令に準じる ・サービスの支援内容 → 現行の基準省令に準じる
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	<p>既にサービスを受けており、専門的なサービス 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状を、行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 <p>新規対象者で、上記の例などに該当し、ケアマネジメントで認められるケース</p>
⑤	開始時期	平成28年3月1日～
⑥	事業の実施方法	事業者指定(みなし指定)
⑦	サービス提供者	指定事業者
⑧	単価等	<ul style="list-style-type: none"> ①週1回程度のサービス 1,168単位/月 ②週2回程度のサービス 2,335単位/月 ③週2回を超える程度のサービス 3,704単位/月
⑨	加算/減算	国が定める加算減算について全て適用
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払 [サービスコード : A1]
⑪	市町村の負担方法	<p>月ごとの包括払い(国保連から事業所へ支払)</p> <p>※市町村は負担金として国保連に支払う</p>
⑫	利用者負担額(利用料)	<p>1割負担</p> <p>(一定以上所得の利用者は2割負担)</p>
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(類型:ケアマネジメントA)
⑭	計画期間	3ヵ月/6ヵ月
⑮	個別サービス計画	作成
⑯	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※① : 常勤、専従1以上 ・サービス提供責任者 ※② ・訪問介護員等 : 常勤換算2.5以上(常勤訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上) <p>※①は、支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能</p> <p>※②は、一部常勤職員も可能</p>
⑰	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有すること ・現行の訪問介護相当のサービスの提供に必要な設備及び備品
⑱	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 <p>(現行の基準と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項</p>
⑲	限度額管理の有無・方法	介護予防訪問介護に準ずる
⑳	給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額 <p>※利用者の状態により、事業対象者は要支援1の支給限度額を超えることも可(要支援2の支給限度額)</p>
	備考	その他記載のない事項については、現行の介護予防訪問介護に準じる。

2) 訪問型生活支援サービス事業

①	サービス種別	訪問型サービスA(緩和基準)
②	サービス内容	生活援助中心型のサービス ・サービスの提供時間 → 45分以上/回 ・サービスの支援内容は自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にってもらうこと(ケアプランに応じて)
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース ・これまでは訪問介護員の働きかけで、一定の機能向上が図れたものの、自分ではできない行為があり、その行為は必ずしも専門的な支援が必要なものではないが、生活を維持するうえで、引き続き支援が必要な者等
⑤	開始時期	平成28年3月1日～
⑥	事業の実施方法	事業者指定(みなし指定)
⑦	サービス提供者	指定介護訪問事業所の従事者
⑧	単価等	訪問型サービス費(独自) ・2,500円/回(※①) ※① 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合は1,800円
⑨	加算	なし
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払 [サービスコード : A3]
⑪	市町村の負担方法	月ごとの包括払い(国保連から事業所へ支払) ※市町村は負担金として国保連に支払う
⑫	利用者負担額(利用料)	1割負担 (一定以上所得の利用者は2割負担)
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(類型:ケアマネジメントB)
⑭	計画期間	3ヵ月/6ヵ月
⑮	個別サービス計画	作成
⑯	人員基準	・管理者(※①) : 専従1以上 ・従事者(※②) : 必要数 【資格要件】※①は、支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※②は、常勤、非常勤職員や雇用者で、一定の研修受講者(ヘルパー2級以上)
⑰	設備基準	・事業の運営を行うために必要な広さを有すること ・現行の訪問介護相当のサービスの提供に必要な設備及び備品
⑱	運営基準	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	限度額管理の有無・方法	原則週3回まで
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額
	備考	

3) 生活機能・身体機能短期集中訪問事業

①	サービス種別	訪問型サービスC〈短期集中型〉
②	サービス内容	生活援助中心型のサービス ・サービスの提供時間 → 45分以上／回 ・サービスの支援内容は自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらうこと
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・短期目標が明確で意欲が高い方 ・改善可能性の高い廃用症候群等 ・住環境整備の必要な方、居宅での動作量向上の必要な方等
⑤	開始時期	平成28年5月～(予定)
⑥	事業の実施方法	委託
⑦	サービス提供者	専門職（理学療法士・作業療法士）による実施が可能な法人
⑧	単価等	訪問型短期集中サービス費（独自） 5,000円／回
⑨	加算	なし
⑩	事業者への支払い方法	町からの支払(単価の9割(一定以上の所得の利用者分は8割負担))
⑪	市町村の負担方法	委託料
⑫	利用者負担額(利用料)	1割負担(500円／回) (一定以上所得の利用者は2割負担(1,000円／回))
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(類型:ケアマネジメントA)
⑭	計画期間	3ヵ月
⑮	個別サービス計画	計画作成・評価表作成
⑯	人員基準	理学療法士等:必要数 ※ 町の指定する研修受講者 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
⑰	設備基準	・事業の運営を行うために必要な広さを有すること ・短期集中訪問事業の提供に必要な設備及び備品
⑱	運営基準	・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	限度額管理の有無・方法	2回／週
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額
	備考	町指定研修実施時期:平成28年4月(予定)

4) 栄養改善短期集中訪問事業

①	サービス種別	訪問型サービスC〈短期集中型〉
②	サービス内容	生活援助中心型のサービス ・サービスの提供時間 → 45分以上／回 ・サービスの支援内容は自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらうこと
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・短期目標が明確で意欲が高い方 ・再発防止のための食事管理、過体重者で減量指導の必要な方、低栄養の方への食事指導
⑤	開始時期	平成28年3月1日～
⑥	事業の実施方法	委託
⑦	サービス提供者	専門職(管理栄養士)による実施が可能な法人
⑧	単価等	訪問型短期集中サービス費 (独自) 5,000円／回
⑨	加算	なし
⑩	事業者への支払い方法	町からの支払(単価の9割(一定以上の所得の利用者分は8割負担))
⑪	市町村の負担方法	委託料
⑫	利用者負担額(利用料)	1割負担(500円／回) (一定以上所得の利用者は2割負担(1,000円／回))
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(類型:ケアマネジメントA)
⑭	計画期間	3ヵ月
⑮	個別サービス計画	計画作成・評価表作成
⑯	人員基準	管理栄養士 : 必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
⑰	設備基準	・事業の運営を行うために必要な広さを有すること ・短期集中訪問事業の提供に必要な設備及び備品
⑱	運営基準	・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	限度額管理の有無・方法	2回／週
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額
	備考	

5) 口腔改善短期集中訪問事業

①	サービス種別	訪問型サービスC〈短期集中型〉
②	サービス内容	生活援助中心型のサービス ・サービスの提供時間 → 45分以上／回 ・サービスの支援内容は自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらうこと
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・短期目標が明確で意欲が高い方 ・再発防止のための食事管理、過体重者で減量指導の必要な方、低栄養の方への食事指導
⑤	開始時期	平成28年3月1日～
⑥	事業の実施方法	委託
⑦	サービス提供者	専門職(歯科衛生士)による実施が可能な法人
⑧	単価等	訪問型短期集中サービス費 (独自) 5,000円／回
⑨	加算	なし
⑩	事業者への支払い方法	町からの支払(単価の9割(一定以上の所得の利用者分は8割負担))
⑪	市町村の負担方法	委託料
⑫	利用者負担額(利用料)	1割負担(500円／回) (一定以上所得の利用者は2割負担(1,000円／回))
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(類型:ケアマネジメントA)
⑭	計画期間	3カ月
⑮	個別サービス計画	計画作成・評価表作成
⑯	人員基準	歯科衛生士 : 必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
⑰	設備基準	・事業の運営を行うために必要な広さを有すること ・短期集中訪問事業の提供に必要な設備及び備品
⑱	運営基準	・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	限度額管理の有無・方法	2回／週
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額
	備考	

6) 通所型生活機能アップ事業

①	サービス種別	現行の介護予防通所介護と同様のサービス
②	サービス内容	サービスの提供時間(介護予防通所介護の基準省令に準じる) ※送迎時間は含まない サービスの支援内容は現行の基準省令に準じる
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・既にサービスを受けており、専門的なサービスが必要な方 ・「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース
⑤	開始時期	平成28年3月1日～
⑥	事業の実施方法	事業者指定(みなし指定)
⑦	サービス提供者	指定事業者
⑧	単価等	・要支援1、事業対象者 1,647単位/月 ・要支援2、事業対象者 3,377単位/月 ※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)
⑨	加算	国が定める加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・事業所評価加算 など
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払 [サービスコード : A5]
⑪	市町村の負担方法	月ごとの包括払い(国保連から事業所へ支払) ※市町村は負担金として国保連に支払う
⑫	利用者負担額(利用料)	1割負担(一定以上所得の利用者は2割)
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(原則的なケアマネジメント) (類型:ケアマネジメントA)
⑭	計画期間	3ヵ月/6ヵ月
⑮	個別サービス計画	計画作成・評価表作成
⑯	人員基準	・管理者:常勤専従1以上 ・生活相談員:専従1以上 ・看護職員:専従1以上 ・介護職員:15人まで専従1以上 ・機能訓練指導員:1以上
⑰	設備基準	利用定員×3㎡以上
⑱	運営基準	・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様) ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	限度額管理の有無・方法	介護予防通所介護に準ずる
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額 ※利用者の状態により、事業対象者は要支援1の支給限度額を超えることも可(要支援2の支給限度額)
	備考	その他記載のない事項については、現行の介護予防通所介護に準じる。

7) 短期集中リハビリ教室

①	サービス種別	通所型サービスC<短期集中型>
②	サービス内容	生活援助中心型のサービス ・サービスの提供時間 → 120分以上/回 ・専門職の指導による生活機能、身体機能向上トレーニング ※①、② ※①運動機能向上トレーニングと自宅等で継続して運動できるメニューをプログラムに含むこと ※②初回、中間、最終評価時にリハ職の評価メニューの見直しを実施する
③	対象者	要支援認定者または事業対象者
④	サービス提供の考え方	・短期目標が明確で意欲が高い方 ・生活機能向上トレーニングを行うことで日常生活の機能維持が改善・維持することができる と判断された方
⑤	開始時期	平成28年4月予定
⑥	事業の実施方法	委託
⑦	サービス提供者	専門職（理学療法士・作業療法士）による実施が可能な法人
⑧	単価等	通所型短期集中サービス費（独自） 4,500円/回
⑨	加算	なし
⑩	事業者への支払い方法	町からの支払（単価の9割（一定以上の所得の利用者分は8割負担））
⑪	市町村の負担方法	委託料
⑫	利用者負担額（利用料）	1割負担（450円） （一定以上所得の利用者は2割負担（900円））
⑬	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（原則的なケアマネジメント） （類型：ケアマネジメントA）
⑭	計画期間	3カ月
⑮	個別サービス計画	計画作成・評価表作成
⑯	人員基準	・管理者：1以上 【町の指定する研修受講者】 ・看護職員：必要数 ・理学療法士等：必要数 ・介護職員：サービス提供時間帯1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
⑰	設備基準	利用定員×3㎡以上
⑱	運営基準	・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等 ※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項
⑲	サービス利用上限	原則 1回/週
⑳	給付管理	・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ・サービス事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額
	備考	町指定研修実施時期：平成28年2月～3月